

被害の実態に即した適切な住家被害認定の  
運用確保方策に関する検討会（第3回）  
議 事 概 要

1. 検討会の概要

日時：平成21年6月15日（月）18:00～19:20

場所：内閣府（防災担当）特別会議室

出席者：坂本座長、奥田委員、佐久間委員、重川委員、杉山委員、田中委員、宇羅委員、城戸委員、中谷ワザバー、大森政策統括官、田口官房審議官、中島参事官、青木参事官、福井参事官補佐

2. 議事概要

各委員から事前にいただいた意見及びパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ修正した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（改定案）」について事務局より説明後、ご議論いただき、一部修正の上とりまとめられた。

また、今後の検討の進め方について、委員よりご意見をいただいた。

<主な意見>

○応急危険度判定との関係について、応急危険度判定の判定結果を参考にして、全壊の被害認定を行うという趣旨を分かりやすく記載することとしてはどうか。

○被害認定の判定はあくまでも市町村の調査員が行い、応急危険度判定の判定結果はその参考という位置付けであることが伝わるような表現とすべきである。

⇒ご指摘を踏まえ、「応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、被害認定を行う。」という規定を「応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。」と修正する。

○調査票の様式については、1つの様式のみを定めるのか、それとも、公共団体において、独自に作成する余地を残すのか。

⇒少なくとも1つは標準的な様式を提示したい。また、地域性や災害の規模等に応じ、公共団体において変更することができる点についても検討できればと考えている。

○家屋の税務調査に関しては、非開示になる文書もあると聞いている。被害認定の調査票について開示請求があった場合の取り扱いについても検討が必要ではないか。

○市町村は被害認定の体制づくりに苦慮している。欧米では、被害調査を行う調査員に一時的に公務員の身分を与えている例もあり、参考にできるのではないか。

本件問い合わせ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）付  
福井、今西  
TEL :03-3501-5191（直通）